

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

1問目は、東京パラリンピックへの対応について伺います。

先日、大館市が東京パラリンピックに出場するタイ王国のボッチャ競技と陸上競技の事前合宿地に決まったという報道がありました。

東京オリンピックに関しては、当町もタイ王国のバドミントン競技の事前合宿地となることが決まっていますが、事パラリンピックとなると話題をほとんど耳にしません。オリンピックへの対応だけで相当なリソース、人、物、金を割く必要があることは私も理解しているつもりですが、パラリンピックについても何らかのかかわりを持つことはできないものかと思います。

理由としては、車椅子バスケットボールの藤井新悟選手の出身地であるというほか、六郷高校の存在があります。福祉科が設置されている県内唯一の高校として、また、来年度からはコミュニティ・スクールとなり、地域連携を深めた教育を実践していく高校として、パラリンピックとかかわる機会を持つことは重要なことではないかと思います。福祉と障害者スポーツに理解がある美郷町に学校があったからこそ、ほかの市町村では得られない体験ができ、学習の幅が広がったとなれば、六郷高校に福祉科が置かれている意義も高まり、県内の教育関係者へのよいアピールとなるのではないのでしょうか。

最近ユニバーサルツーリズムという言葉も聞くようになりました。パラリンピックへのかかわりを契機として、障害を抱える人の受け入れ体制は整っているか、当町のレベルを検証してみたいかがでしょうか。

以上のことから、東京パラリンピックへの当町の対応についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、障害を抱えている方々の受け入れ体制についてですが、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、毎年、町公共施設のバリアフリー化の状況を調査し、県に報告しております。いろいろな調査項目がありますが、車椅子専用駐車場、スロープ、出入り口の段差、手すりつき洋式便器、車椅子トイレ、階段の手すりの6項目が整備されていれ

ばバリアフリー化された施設とみなしていますが、町のバリアフリー化率は、平成30年4月1日現在で28.6%で、県平均の21.1%を上回っている状況にあります。とはいうものの、多くの競技種目が実施されるパラリンピックのアスリートの問題なくお迎えできる整備水準かと言われれば、残念ながらそういう状況にはないと私は認識しているところです。

こうした状況を踏まえた上で、ご質問の東京パラリンピックへの対応についてですが、まずは競技日程についてです。私どもが事前合宿地となるオリンピックバドミントン競技の日程は、7月25日から8月3日までとなっております。一方、パラリンピックは全体日程が8月25日から9月6日までとなっております。その間は非常に短い期間となっております。こうした日程を考慮すると、オリンピックバドミントン競技からの引き続きの直接的なかわりはかなり厳しいものと認識しております。

また、施設の整備水準についてですが、パラリンピック競技はどの競技を受けとめるかによってバリアフリー化の整備内容は違ってくるものと思います。これから競技種目を特定しながら、それにきちんとした施設上の対応をしていくには対応期間が短く、やはり厳しいと言わざるを得ないものと思います。

したがって、パラリンピックへのかかわり方については、できる範囲でかかわっていくとすることが現実的で、さきのリオデジャネイロパラリンピックでは、美郷町出身の藤井新悟氏が選手として選ばれた車椅子バスケットボール競技について、町民有志の行動を受けとめ、町公民館でパブリックビューイングを行いました。このたびの東京パラリンピックについても、町関係者が選手等で参加している競技や交流を深めているタイ王国の選手がパラリンピックバドミントン競技に出場する場合などについて、前回同様、パブリックビューイングなどで応援していくような対応を検討してまいりたいと存じます。どうかご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） 続いて、介護支援ボランティア制度の導入について伺います。

介護支援ボランティア制度は、平成19年に東京都稲城市で始まりました。高齢者が介護施設などの軽作業に取り組むことにより、自身の介護予防となり、介護保険料が引き下げられ、介護職員の負担軽減にもなるという、多面的な効果が得られる有償ボランティア制度ということだそうです。今では全国2割以上の市区町村に広がり、県内では秋田市や鹿角市などが実施を始めたところだと伺いました。

第2次美郷町総合計画の「地域福祉力の向上」の項には、ボランティア団体等の育成、支援とうたわれています。みさぼーとが行っているボランティア活動支援は、団体を対象として、団体がメインとなっているように感じられます。コーラスなど特別な技能を持つ人々のグループや地域や職場の人々で構成されているグループなど、団体の支援策は整っているように感じられますが、一方で、特別に高度な技能を持たず、集団に属していない個人に対するボランティア活動の支援はどのようになっているのかと思うところです。

介護支援ボランティアは、そのようなごく一般の人々にも社会参加の機会を与えるすぐれた制度だと思っております。介護施設で行われている作業の中には、専門の介護職員でなくてもできるものがたくさんあります。入所者の話し相手になることやレクリエーションの運営、お茶出しや食事の配膳、外出や移動の補助、施設内の清掃や衣類の洗濯など、それらの作業をボランティアの人たちにかかわってもらうことで、介護職員の負担も幾分軽減されるものと思います。ボランティア活動の評価方法には、活動によって得たポイントを現金に交換するところなどが多いと聞きましたが、当町の場合は、町内の加盟店だけで使えるような商品券などを支給するのがよいのではないかと思います。町内消費の活性化にもつながると思います。

以上、介護支援ボランティア制度の導入についてどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護予防支援ボランティア制度の導入についてですが、県内では秋田市、鹿角市、由利本荘市、小坂町、五城目町の3市2町で取り組みが行われており、ボランティア活動で得たポイントは現金での換金や商品券として交付し、地域活性化につなげているところもあるようです。また、その財源としては、要介護状態等になることを予防するための事業である地域支援事業交付金が充てられております。

この交付金は市町村の人口等により上限が定められ、各自治体においては地域の実情に合わせた事業を行っているところです。町では、現在、この交付金を活用し、短期に集中してトレーニングを行うことで自立した生活を目指す短期集中通所型サービスや、重度の要支援になることを予防するための地域介護予防教室、健康積み立て講座、転倒予防教室の開催、認知症を地域で見守る認知症サポーターの養成、在宅介護サポートの介護用品支給や配食サ

ービスの実施、介護と医療が連携した多職種研修会などを行っているところです。

町でも介護予防支援ボランティア制度を導入することは可能ですが、交付金に上限があり、現在全て活用している状況において、新たに実施するとした場合、今まで実施してきた事業の廃止や見直しが必要となります。

また、この制度の課題や問題点として、本来無償であるべきボランティア活動を有償で行うことに対する理解、制度が65歳未満の方が対象となっていること、ボランティア活動が民間事業と競合する場合があること、ポイント制の財源にボランティアに参加しない人が納めている介護保険料も含まれていること、介護施設でのボランティア活動における質の確保が懸念されることなどが挙げられております。

介護支援ボランティア制度を導入する場合には、こういった課題や問題点の解決とともに、従前からの事業の効果とボランティア制度事業の効果と比較検討し、地域にとってどちらが効果的かという検討が必要ですので、現時点では実施を考えておりません。ご理解をお願いいたします。なお、町には美郷町シルバー人材センターがあり、各般にわたる作業を展開しております。こうした活動を通じ、高齢者の方々が社会参加や地域貢献が図れるとともに、自らの健康の維持増進や生きがい創出も可能なものと存じますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

---

平成30年12月13日（木曜日）

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

町長より、昨日12日の鈴木正洋議員の一般質問における答弁について、訂正の申し入れがありますので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 昨日の鈴木正洋議員の質問に対する答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

介護支援ボランティア制度の課題や問題点について、制度が「65歳未満の方が対象になっている」と私が申し上げましたが、正しくは「65歳未満の方が対象となっていない」でありますので、謹んでおわび申し上げながら訂正いたします。済みませんでした。